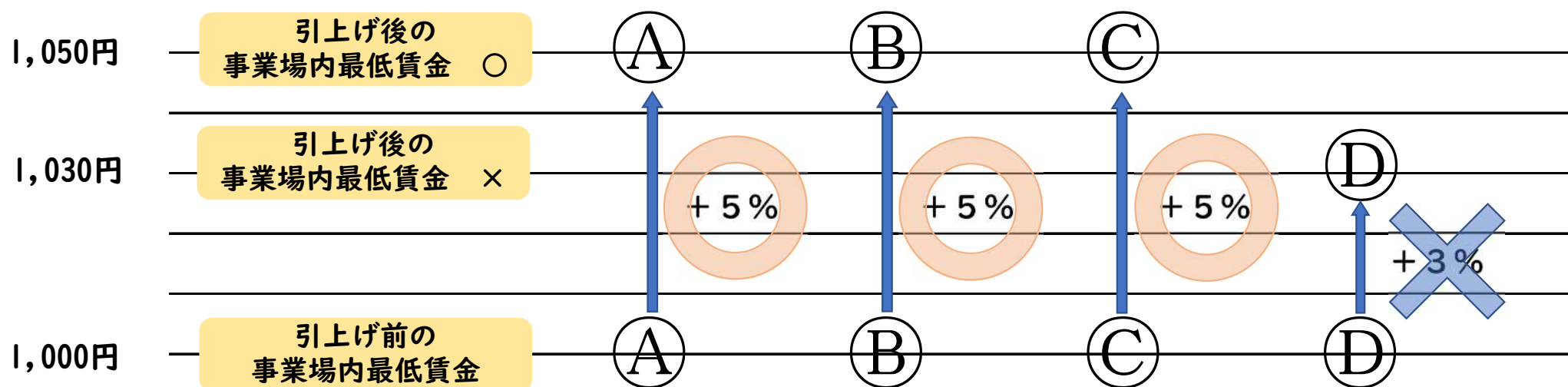


## 事業場内最低賃金の引上げ対象者の考え方

### 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合

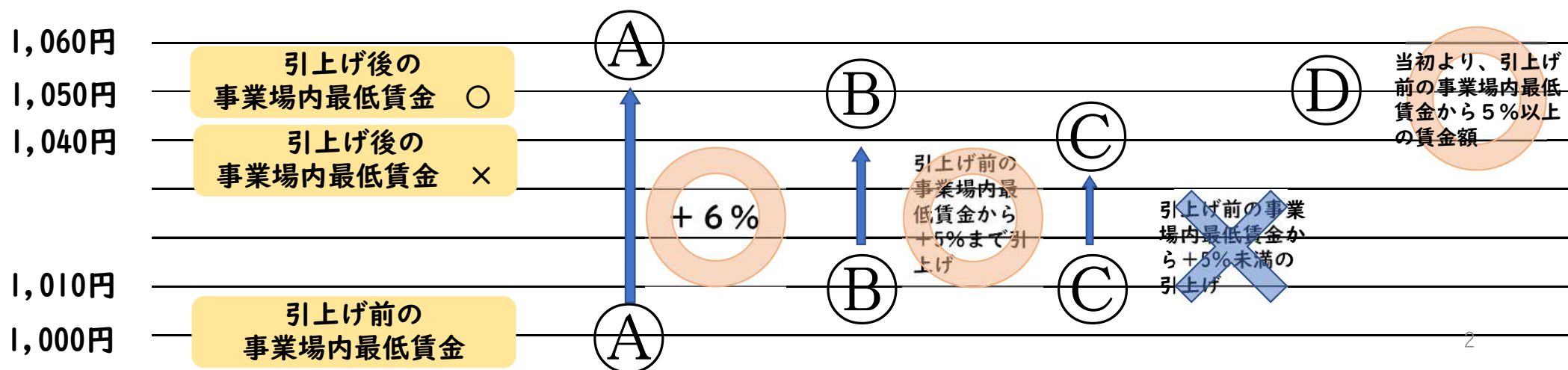
- ・同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、その全ての労働者について、賃金を5%以上引き上げる必要があります。
- ・下記のケースでは、①②③の3人については5%以上引き上げていますが、④については5%未満の引上げのため、要件を満たしません。



# 事業場内最低賃金の引上げ対象者の考え方

## 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合

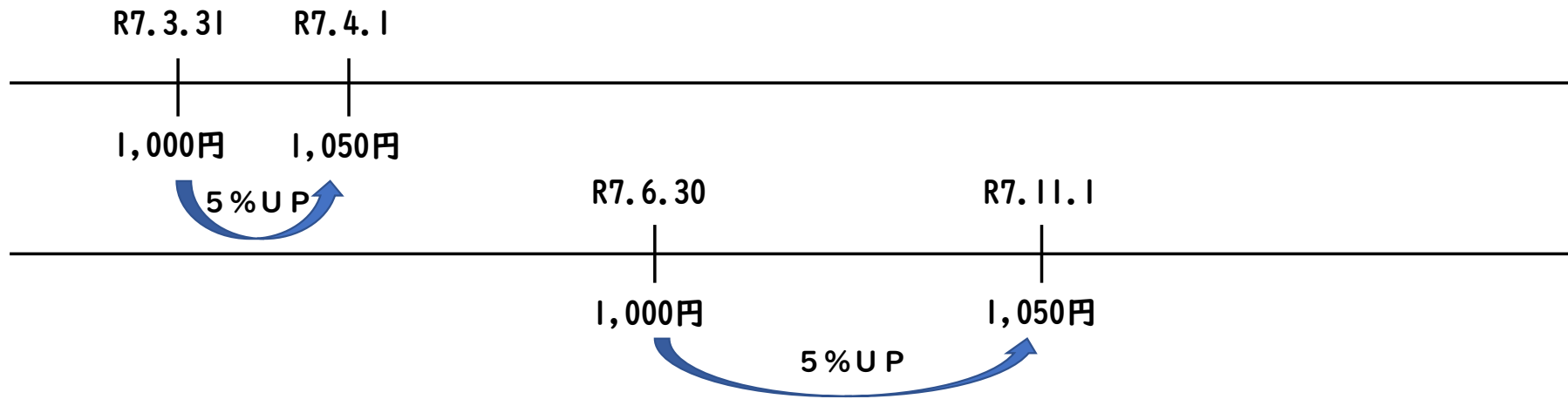
- ・事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げる必要があります。
- ・下記のケースでは、引上げ前の事業場内最低賃金額である①の賃金額（1,000円）を6%引き上げた結果、②③④が賃金額を追い越される者となります。
- ・この場合、②は引上げ前の事業場内最低賃金額（1,000円）を5%引き上げた賃金額（1,050円）以上の水準まで引き上げているため要件を満たします。
- ・一方で、③は引上げ前の事業場内最低賃金額（1,000円）を5%引き上げた賃金額（1,050円）未満の水準までの引上げに留まっているため、要件を満たしません。
- ・なお、④は当初より、引上げ前の事業場内最低賃金額（1,000円）を5%引き上げた賃金額（1,050円）であるため、要件確認の対象とはなりません。



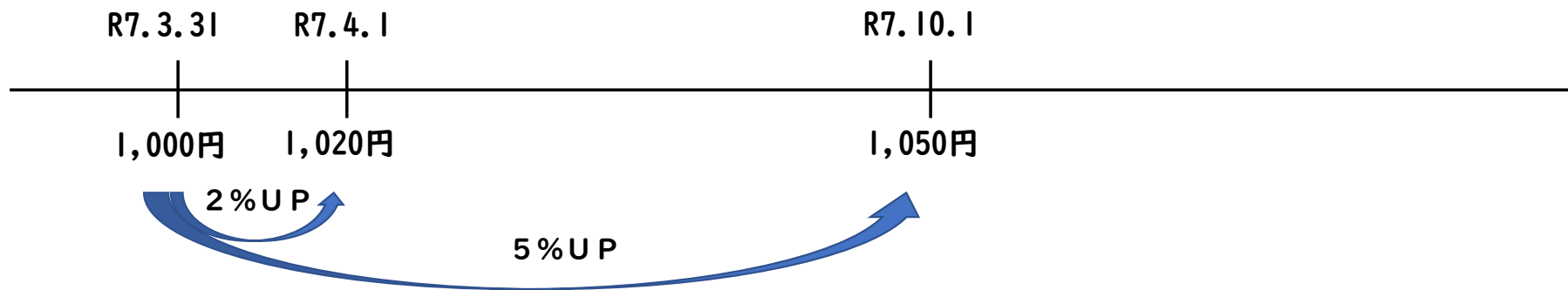
## 事業場内最低賃金の引上げ時期の考え方

### <要件を満たすケース>

#### ①R7.4.1以降に賃金を5%以上引き上げた場合



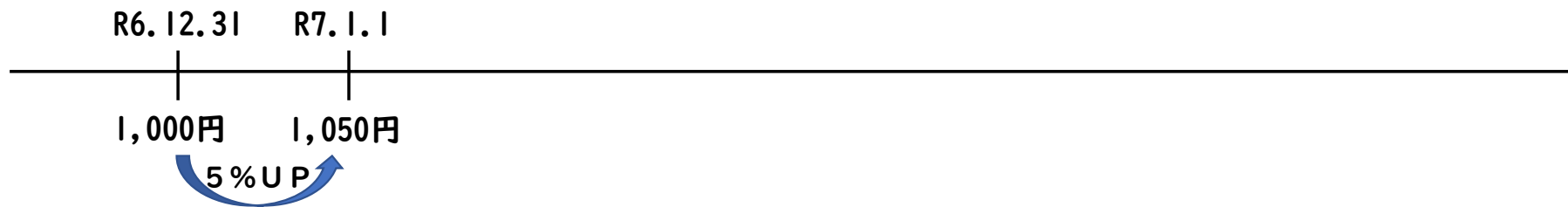
#### ②R7.4.1以降に段階的に賃金を5%以上引き上げた場合



## 事業場内最低賃金の引上げ時期の考え方

### <要件を満たさないケース>

①R7.3.31以前に賃金を5%以上引き上げた場合



②R7.3.31以前から段階的に賃金を5%以上引き上げた場合（R7.4.1以降の引上げ率が5%未満となる）



③賃金引上げ期限以降に賃金を5%以上引き上げた場合

